

桂川町告示第155号

令和3年第4回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年11月29日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和3年12月8日

2 場 所 桂川町議会議場

○開会日に応招した議員

原中 政廣君

林 英明君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

下川 康弘君

竹本 慶吉君

青柳 久善君

○12月15日に応招した議員

○12月16日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第4回(定例)桂川町議会会議録(第1日)

令和3年12月8日(水曜日)

議事日程(第1号)

令和3年12月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第4号 桂川町教育委員会教育長の任命
- 日程第7 承認第12号 令和3年度桂川町一般会計補正予算(専決第2号)
- 日程第8 承認第13号 令和3年度桂川町一般会計補正予算(専決第3号)
- 日程第9 議案第35号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 議案第36号 令和3年度桂川町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第11 議案第37号 令和3年度桂川町水道事業会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告
(1) 教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第4号 桂川町教育委員会教育長の任命
- 日程第7 承認第12号 令和3年度桂川町一般会計補正予算(専決第2号)

- 日程第8 承認第13号 令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）
日程第9 議案第35号 桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定
日程第10 議案第36号 令和3年度桂川町一般会計補正予算（第4号）
日程第11 議案第37号 令和3年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）

出席議員（10名）

1番 原中 政廣君	2番 林 英明君
3番 柴田 正彦君	4番 杉村 明彦君
5番 大塚 和佳君	6番 吉川紀代子君
7番 北原 裕丈君	8番 下川 康弘君
9番 竹本 慶吉君	10番 青柳 久善君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
住民課長兼会計管理者	北原 義識君	税務課長	秦 俊一君
保険環境課長	永松 俊英君	健康福祉課長	川野 寛明君
産業振興課長	小金丸卓哉君	子育て支援課長	江藤 栄次君
水道課長	山本 博君	学校教育課長	平井登志子君
社会教育課長	原田 紀昭君	王塚装飾古墳館長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	吉貝 英貴君		

午前10時00分開会

○議長（原中 政廣君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和3年第4回桂川町議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1. 署名議員の指名

○議長（原中 政廣君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、下川康弘君、9番、竹本慶吉君を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（原中 政廣君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの9日間に決定いたしました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

早いもので、今年も残すところ3週間余りになりました。今年は、昨年からの新型コロナウイルス感染症対策に翻弄された年でしたが、10月以降は感染症数も急激に減少し、ひとまず安堵しているところです。しかしながら、諸外国においては感染者数の増大や、オミクロンという新たな変異株の発生、国内における第6波の懸念など、決して油断してはならないと認識しています。そして、現実的・実質的に克服・終息する日が一日も早く来ることを念願する次第でございます。

また、国政においては、10月31日に第49回衆議院議員総選挙が執行され、自由民主党と公明党の政権が継続することになり、臨時国会の開催や新年度予算の編成など、慌ただしい年末を迎えているところです。

さて、本日は、令和3年第4回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にも関わりませず、御出席をいただき、心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日、提案いたします議案等の提案理由について、御説明いたします。

初めに、本町の新型コロナウイルスの感染者数は、11月末現在では延べ144名で、特に

8月は78名と急増しましたが、9月は10名、10月は1名で、10月5日以降の感染者はありません。

また、ワクチンの1回目の接種率は87.7%です。3回目のワクチン接種については医療従事者の接種を実施していますが、一般の方については、来年の1月下旬から2月上旬には接種を開始できるように、飯塚市・嘉麻市・飯塚医師会と連携しながら準備を進めているところでございます。

次に、本年11月1日付で、婚姻またはその他の事由により戸籍上の氏を改めた職員から、改正前の氏の使用の申請があった場合の取り扱い要綱を定めました。これは、現代社会における個人の活動や生き方が多様化する中で、働き方に不便さを感じたり、働く意欲が阻害されることがないように、本人からの申し出により承認が得られるようにするものです。

旧姓の使用が認められるのは、法令等に抵触する恐れがなく、職務執行上、支障がないと認められるもので、起案文書、職場での呼称、職員配置表、名札等になります。また、旧姓の使用ができない文書等として、職員の身分または権利・義務に関わるものや公権力、つまり公の権力の行使に関わるものを規程しています。職員一人一人が働きやすい職場環境を作ることにより、行政サービスの向上を目指してまいります。

次に、ふるさと応援寄附金については、おかげさまで本年度も堅調な伸びを示しています。11月末時点の寄附金の状況は、前年度同時期比、約17%増の3,254万9,000円となっています。インターネット掲載サイトの追加や、返礼品の拡充などによる成果であると考えています。

また、今年度は、令和2年度に御寄附をいただいた皆様への御礼パンフレットを作成し、寄附金の使途等についての報告と併せて本町の紹介・PRに努めているところです。

ふるさと応援寄附金は、町の自主財源の確保に直結するとともに、地域経済の活性化に資する有用な施策ですから、今後も継続して積極的に取り組みを進めてまいります。

次に、桂川駅前駐輪場に停めてある自転車について、本年10月21日に約180台の長期間駐輪自転車の確認を行い、同日付で3か月間の保管後、処分を行う旨の告示を行いました。所有者に引き取ってもらうのが原則ですが、3か月の保管期間までに引き取りがない場合は、放置自転車として桂川町が処分することになります。

次に、町営住宅二反田団地B棟建築工事については、9月末に着手し、現在、現場事務所等の仮設工事や使用する建設材料、土台となる基礎杭位置等の確認作業等が進められています。来年12月の完成に向けて、今年度末には1階の床面工事まで進捗する予定です。

次に、マイナンバーカードは、オンラインで本人確認ができるデジタル社会の基盤となるもので、国では、令和4年度末には、全国民に浸透することを目指しているところです。しかしな

がら、本町における交付率は本年10月末時点で31.7%であり、今後の普及促進・拡大に向けた様々な取り組みに対応していくため、機器の増設等を行う必要があると考えています。

次に、出産育児一時金制度に関する産婦人科医療補償制度の見直しが、令和4年1月1日から実施されることに伴い、本町の国民健康保険条例の改正案を提案しています。

主な改正内容は、産婦人科医療補償制度の掛け金が引き下げられた分を本人給付分に上乗せするもので、出産育児一時金の支給額は従前のおりとなります。

次に、ふくおか県央環境広域施設組合で取り組んでいます、ごみ処理施設新工場の建設候補地については、広域的な取り組みによるスケールメリットを生かすことを念頭に、最終的な絞り込みを行い、本町の九郎丸区にあります桂苑とその周辺地区が最適地として判断され、組合議会において報告されたところです。

次に、新型コロナウイルス対策として、町内の中小企業者の事業継続を支援するために実施している中小企業一時支援金の支給及び経営環境の変化に対応するため、経営革新に取り組む事業者に対する中小企業経営革新実行支援補助金の申請件数は、11月末時点で中小企業一時支援金14件、中小企業経営革新実行支援補助金1件となっています。

次に、吉隈保育所の民営化についての主な取り組み状況は、民営化による保育環境の変化から生じる子供たちや保護者の不安軽減を図るために、保護者を対象とした説明会を実施し、移管先事業者の紹介及び保育実施内容等の説明を行いました。

また、現在、吉隈保育所の会計年度任用職員のうち、移管先事業者である明見会の正職員として8名、パート職員として10名を、令和4年4月1日付で雇用されることとなり、民営化後も引き続き働いていただく予定となっています。

今後とも、円滑な民営化に向け鋭意取り組むとともに、施設の改修・改築、場所の移転などについても協力体制を取りながら、保育環境の充実を促していきたいと考えています。

次に、桂川小学校の屋上の防水工事及び外壁塗装工事の進捗については、学校教育課及び桂川小学校、建設事業課、施工会社の関係者による工程会議を定期的に行い、児童や教職員の安全確保に十分留意しながら順調に進められているところです。

現在、第1工区、第2工区ともに足場等の設置が完了し、外壁並びに屋上の補修箇所の調査及び補修工事を行い、補修工事が完了した箇所から塗装作業を行う計画です。11月末の進捗率は、第1工区、第2工区ともに約30.5%となっています。

次に、総合体育館において実施してきました福岡県の新型コロナウイルスワクチンの接種は、10月末をもって終了し、11月より通常どおり体育施設の利用を開始しています。長い期間、町民の皆様には、大変御不便をおかけしたことと思いますが、御理解と御協力をいただき深く感謝いたします。

次に、承認第12号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年10月22日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会にて報告し、承認をお願いするものです。

補正額4,713万円を追加し、予算の総額を61億5,180万9,000円に定めるものがございます。

主な内容は、新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業の中で、罹患者見舞金給付事業及び生活困窮者支援事業について、予算額の不足が見込まれることから、それぞれ追加計上しています。

また、同臨時交付金に関わる事業として、町内事業所の事業継続支援等を目的とする中小企業一時支援事業費及び中小企業経営革新実行支援事業費の追加計上及び公共施設のトイレ手洗い器水洗更新事業費等の追加計上を行っています。

その他には、児童生徒のタブレット端末を活用した家庭学習のためのモバイルWi-Fiルーター整備費や、8月の長雨被害に係る林地山腹治山工事費及び農地道路等災害復旧事業費を追加計上しています。

次に、承認第13号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）については、令和3年11月29日付で専決処分を行ったもので、補正額1億165万8,000円を追加し、予算の総額を62億5,346万7,000円に定めるものです。

内容は、18歳以下の子供1人当たり現金5万円を給付する国の、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金に関連する予算です。国の要請に基づき、まず中学生までの児童手当受給者に対して、年内に支給できるように事務を進めてまいります。

次に、一般会計の第4号の補正予算については、補正額6,638万7,000円を追加し、予算の総額を63億1,985万4,000円に定めようとするものです。

補正の主なものは、歳入では、11款地方交付税において、財源調整により普通交付税を4,418万3,000円追加計上しています。

ちなみに、補正後の留保財源額は8,102万2,000円であります。

15款国庫支出金では、マイナンバーカード交付円滑化計画に係る事務費国庫補助金や、健診結果の利活用に向けた感染症予防事業費等国庫補助金、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る体制確保国庫補助金などを追加計上しています。

16款県支出金では、幼児教育・保育無償化に係る子ども・子育て支援事業費県補助金や、待機児童対策総合推進事業費県補助金などを追加計上しています。

一方、歳出では、職員人件費については、人事異動や育児休暇、共済負担金の負担率改定等に伴う関係費目の整理を行っています。

また、2款総務費において、マイナンバーカード交付円滑化計画に係るシステム導入や機器・備品の増設経費などを追加計上しています。

3款民生費では、遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制強化事業費や、学童保育所及び子育て支援センターの新型コロナウイルス感染症対策機器の導入経費などを追加計上しています。

4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種に係る体制確保事業費や健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業に係る健康管理システム改修費などを追加計上しています。

8款土木費では、町道土居笹尾線及び新町狩野線の改良事業費の追加計上、9款消防費では、飯塚地区消防組合の決定による負担金の追加計上、10款教育費では、学校給食共同調理場の施設修繕費及び原油高に伴う燃料費の追加計上を行っています。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。

なお、本日御提案します議案は、人事案件に関する同意案件が1件、専決処分の承認が2件、条例の改正に関するものが1件、令和3年度補正予算が2件の計6件でございます。

人事案件につきましては私から、その他の議案等につきましては担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げまして、行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

日程第3. 総務経済建設委員長報告

○議長（原中 政廣君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○総務経済建設常任委員長（下川 康弘君） 閉会中の付託事件診査である道路管理について、総務経済建設常任委員会の審査結果を報告いたします。

9月議会定例会を終え、本会議まで延べ4回の委員会を開催いたしました。

桂川駅自由通路等整備工事につきましては、9月末にて仮設ヤードや現場事務所等が撤去され、全ての工事が完了しました。飯塚市・嘉麻市・桂川町の重要な交通結節点としてリニューアルされたこの桂川駅では、10月1日より西鉄バス停・嘉麻市営バス停が南側ロータリーに変更され、大型バスの乗り入れ等が可能になり、嘉穂総合高校生の通学利用者が多く利用できるなどの改善につながっております。

また、通勤ラッシュ時の北側路上駐車等の混雑が解消になるなど、円滑な交通環境整備が実現されております。

続いて、道路管理について、令和3年度当初、15か所予定しておりました道路改修工事箇所は、7か所が完了し3か所が工事中であります。残りの5か所においては既に執行した工事費の配分変更等により今年度内での工事着手は難しく、来年度以降での取り組みとなるものです。

工事の種類としては、舗装のめくれなどに係る要望が圧倒的に多く、改修が追い付いていない現状が見られます。そのほか、道路敷地等に係る草や竹が住民の方々に迷惑をかけている場所があり、多様可能な予算計上を行い、整備する必要性を指摘したところです。

このほか、各行政区長からの要望箇所についても数多くあることから、緊急性・安全性等を検討しながら道路管理の指摘を行っていく予定です。道路の維持管理は住民の皆さんの快適な生活環境を守るために必要なインフラ整備の一つであります。今回、予算が足りずに来年度に回した箇所もありますので、来年度はもう少し予算を増やしていただきますよう、総務経済建設委員会からも要望いたしたいと思っております。

したがって、引き続き閉会中の継続審査をお願いして、報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたことの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（原中 政廣君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました教育環境整備を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に付託されています教育環境整備について、当委員会の審査の結果を報告します。

9月定例会後、4回の委員会を開催しました。10月26日は、新型コロナウイルス感染症拡大のために延期していました桂川中学校を視察しました。非接触型体温計や加湿器など、感染症対策に必要な資材などを町教育委員会から準備していただいておりますと感謝されておりました。

1 1月9日には飯塚市のひばり保育園に行きました。来年度、吉隈保育園が民営化されます。その事業主体である明見会が現在、運営されているのがひばり保育園です。議員に対して町民から、民営化に対する不安の声が届いていますので、文教厚生委員会として視察、そして意見交換をしてきました。桂川町での保育園設立の意欲や、これからの展望も話していただきました。質問にも丁寧に答えていただき、安心感を持ちました。と同時に、これからも委員会として保育園との意見交換を行っていくことの必要性を感じました。これは、善来寺保育園にも言えることです。

1 1月22日には土師保育所を視察しました。飯塚のひばり保育園が新築で、園児や保育士が活動しやすい造りになっていただけに、公立の保育所として1園になる土師保育所の老朽化に胸が痛みました。壁・床・天井の水の染みは至る所に、またひばり保育園のトイレは明るく衛生的でしたが、築後40年以上経った土師保育所のトイレは狭く、暗い。掃除は行き届いているのですが、構造的に限界があると思われました。学校も早う何とかせないかんけど、保育所もやねと言いながら、帰ってきました。今後とも教育環境整備のために視察が必要です。つきましては、教育環境整備について継続審査をお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を終わります。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、教育環境整備については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（原中 政廣君） 議会広報委員会に付託されておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。林委員長。

○議会広報委員長（林 英明君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

9月定例会後、3回の委員会を開催しております。この間、議会広報の編集発行について協議

を行い、本年11月2日に第35号を発行いたしました。当委員会では引き続き「桂川議会だより」第36号を発行するため、継続審査をお願いし、当委員会の報告を終わります。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意1件、承認2件、議案3件であります。

このうち、同意第4号、承認第12号は、本日即決していただき、承認第13号は、本日、質疑を受け16日の本会議で採決を行います。

議案第35号から議案第37号までの3件の議案は、本日、質疑を受けた後に、各常任委員会に付託いたします。

なお、議案第35号から第37号までの議案は、12月9日、10日、14日の3日間、各常任委員会で審査をしていただき、16日の本会議で採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

日程第6. 同意第4号

○議長（原中 政廣君） 同意第4号桂川町教育委員会教育長の任命について、同意を求める件を議題とします。

この同意案件については、大庭教育長が当事者でありますので、退席をお願いいたします。

〔教育長 大庭 公正君 退席〕

○議長（原中 政廣君） 本件について内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第4号桂川町教育委員会教育長の任命について、御説明申し上げます。

本件は、桂川町教育委員会教育長の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

現在、教育委員会教育長として勤めていただいております大庭公正氏の任期が令和3年12月

17日をもって満了となることから、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御提案します大庭公正氏は、住所は桂川町大字土師2270番地28、昭和33年7月26日生まれの63歳でございます。大庭氏は昭和57年3月に日本体育大学体育学部を卒業され、昭和58年4月から当時の筑豊町立上穂波小学校をはじめ、管内の小学校教諭として、子供たちの教育に精励されてきました。また、県教育長や飯塚市教育委員会勤務の経験もあり、平成26年4月から2年間は桂川小学校の校長として重責を果たされるとともに、平成28年4月からは筑豊教育事務所所長として筑豊地区の教育力向上にリーダーシップを発揮され、平成30年4月からは福岡県教育センター副所長として教職員の資質向上に尽力されてきました。

なお、平成30年12月からは本町の教育委員会教育長に就任され、子供たちの可能性を広げ、社会を生き抜く力を育成することをモットーに御尽力いただいているところでございます。

現在、学校教育現場が抱える課題は複雑多岐にわたり、地域や家庭と連携した学校づくりが求められています。このような新たな時代に即した教育行政を展開していくためには、経験に基づいた広い視野と強いリーダーシップが必要であります。大庭氏はバレーボールを得意とされるスポーツマンで、子供たちや保護者の信頼も厚く、真面目で心身共に充実されています。教職員として学校の教育現場で子供たちの教育に当たられてきた豊富な経験と、県教育長の職員として教育行政の実務に携わってこられた実績を持っておられる大庭氏は、本町の教育長にふさわしい方であり、大いに力を発揮していただけるものと確信しています。議員各位の御理解をいただき、御同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をしたりすることのないように御注意を願います。

それでは質疑を行います。質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子でございます。桂川町教育長の任命について、2点ほど町長にお伺いします。

まず1点目は、教育長を再任命しようとするその根拠は何でしょうか。まず1点目。これ、答えていただいて、次に移ります。

○議長（原中 政廣君） 2点一緒にいいですよ、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） いいですか。

○議長（原中 政廣君） はい、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 質問の2番目としまして、教育方針の中に人権同和教育が位置付けられていることは、問題があると思います。人権同和教育に沿って、教育長としての任務を遂

行してもらおうということで、この大庭教育長を再任命されるのかなということで、この2点についてお答えをお願いします。

○議長（原中 政廣君） 井上町長。

○町長（井上 利一君） 御質問にお答えしたいと思います。

任命をする根拠ということでございますけれども、この根拠につきましては、1つは、法的には、先ほど申し上げました地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づくものであります。もう1つは、現実的な問題として、大庭教育長の人格・経験、そういったものを考慮した上で、ふさわしいということで提案をいたしております。

2点目の、人権同和教育ということで申されましたけれども、このことに限ったことではございません。私どもはやっぱり幅広く子供たちの教育に関わっていくわけですから、そういう意味で強いリーダーシップを持って取り組んでいただけるという、そういう確信のもとに提案をしております。人権同和教育というか、いわゆる人権教育の必要性、これは、私はもう国民共有の課題であると、そのように考えております。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 町長に私が質問したことに対して、お答えをいただきました。私は教育長御自身の人物評価はいたしません。桂川町の教育方針の中に、人権同和教育があります。私は予算や決算のときに、人権同和予算に問題があるということを指摘してまいりました。今日の時代は、人権同和というよりも、むしろジェンダー平等社会を目指すべきであります。その意味において、人権問題を実行する本町の人権同和教育はやめるべきであると思います。このことを問題提起し、同意4号であります現教育長の再任命には、私は賛成であります。

○議長（原中 政廣君） えっと、賛成ですか。

それでは、柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 人権同和教育について反対と言われたと思うんですが、この桂川町は人権同和问题について積極的に進んでいます。これを何とかしたい、解決しようとして先日も学習会、行われました。当然、学校でもすべきですし、これは県のほうでも、県教委でもそういうことになってるはずですよ。ジェンダーをと云われましたけど、人権同和問題の発展、この学習の発展の中からジェンダー教育が生まれてきていると、僕は思っています。そこは云々すべきではないかなと思いましたので、あえて意見を述べておきます。ここは、大庭教育長をどうかということですので、当然、私は大庭さんにしていただけたら幸いです。

以上です。

投票を終わります。

開票を行います。3番、柴田正彦君、4番、杉村明彦君、開票の立会をお願いします。

〔開票〕

○議長（原中 政廣君） ちょっとお待ちください。

投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成8票、反対1票です。

以上のとおり、賛成多数です。したがって、同意第4号桂川町教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

〔教育長 大庭 公正君 入場〕

○議長（原中 政廣君） ただいま、桂川町教育委員会教育長として、任命同意を受けられました、大庭公正教育長から御挨拶をお受けしたいと思います。どうぞ。

○教育長（大庭 公正君） このたび、議員の皆様方より、教育長の任命につきまして御同意を賜りましたことに感謝申し上げます。

2期目の任命に際しまして大変光栄に存じますとともに、その責任の重さに改めて身の引き締まる思いがしております。

ここ、桂川町におきましては、「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」を基本理念に、様々な施策が実施されており、その中でも教育が担う役割は大変大きいものがあると、常に感じているところであります。現在は、予測困難な時代であり、教育界を取り巻く環境は、グローバル社会や情報化社会に加え、コロナ禍における新しい教育の創造といった新たな課題が山積している大変厳しい状況が、ここ桂川町におきましてもこれからも続いて行くと思われまます。

これまで1期3年間の教育行政を推進するに当たって、その困難さを身にしみて感じたところでもあります。本町における教育問題、具体的には児童生徒の学力問題、今後の学校施設の在り方、幼児教育の在り方、そして社会教育活動の活性化など、十分な目標到達まで至らず、町民の皆様をはじめ議員の皆様、関係各位には大変御心配をおかけしたのではないかと猛省しております。改めて2期目の任命に御同意を賜ったということは、教育行政のトップとしてしっかりとリーダーシップを発揮し、あまたの教育課題の解決・解消に向けての叱咤激励だと心にしっかりと刻んで、これからの業務に心血を注いで邁進してまいりたいことを、ここにお誓いしてまいります。

その実現のためには、教育が果たすべき普遍的な役割に加え、時代の変化に柔軟に対応できる人材育成が何よりも大切だと考えておりますので、粉骨砕身、誠心誠意努力してまいりますので、何とぞ御協力・御支援を賜りますようお願いをいたします。

今後も町民の皆様をはじめ各界・各層から信頼される教育委員会を目指して、教育行政の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方にも今後とも御指導と御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、任命に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（原中 政廣君） ここで、暫時休憩といたします。再開は11時10分より再開いたします。暫時休憩。

午前10時55分休憩

午前11時10分再開

○議長（原中 政廣君） 会議を開きます。

日程第7. 承認第12号

○議長（原中 政廣君） 承認第12号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書4ページ、承認第12号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）について、御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年10月22日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル、①令和3年度一般会計10月専決予算書（第2号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,713万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億5,180万9,000円と定めたものでございます。

次に、5ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。追加としまして、災害復旧事業債630万円の追加、変更としまして緊急自然災害防止対策事業債の被災限度額を1,260万円から1,360万円に増額を行うものでございます。

9ページをお開きください。歳入について御説明いたします。11款1項1目地方交付税は2,271万4,000円の追加、普通交付税を財源調整により追加計上しております。

次に、10ページ、15款2項1目総務費国庫補助金は957万6,000円の追加、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業所支援分の内示による追加計上、5目教育費国庫補助金は274万円の追加、小中学校における児童生徒1人1台のタブレット端末に係る公立学校情報機器整備事業費国庫補助金の追加計上でございます。

次に、11ページ、16款2項5目農林水産業費県補助金は100万円の追加、8月の長雨被害に係る林地災害治山事業費県補助金の追加計上、8目災害復旧費県補助金は380万円の追加、同じく長雨被害に係る農林水産業施設災害復旧費県補助金の追加計上でございます。

次に、12ページ、22款1項3目農林水産業債100万円の追加、4目災害復旧事業債630万円の追加は、同じく長雨被害に係る災害関連の各事業債の決定見込みによるものでございます。

次の、13ページから歳出でございます。なお、本補正予算には国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を受けて実施します、桂川町新型コロナウイルス感染症緊急支援対策事業を複数計上しておりますため、この事業名を「町コロナ対策」と省略して御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

2款1項5目財産管理費は207万9,000円の追加、町コロナ対策事業であります庁舎のトイレ手洗い器用水洗更新工事の追加計上、10目の諸費は100万円の追加、町コロナ対策事業であります緊急事態宣言解除後における各種団体の活動再開支援に係る消耗品費の追加計上でございます。

次に、14ページ、3款1項1目社会福祉総務費は541万3,000円の追加、町コロナ対策事業であります生活困窮者支援給付金、罹患者見舞金及びその事務費をそれぞれ予算不足見込みにより追加計上しております。

3目老人福祉費は77万円の追加、町コロナ対策事業であります桂寿苑のトイレ手洗い器用水洗更新工事の追加計上でございます。

次に、15ページ、2項3目児童福祉施設費46万2,000円の追加は、同じくトイレ手洗い器用水洗更新工事で、桂川小学校学童保育所及び桂川東小学校学童保育所分。5目土師保育所費53万9,000円の追加は同じく土師保育所分。6目吉隈保育所費61万6,000円の追加は吉隈保育所分。

次の16ページ、4項2目人権センター運営費38万5,000円の追加は人権センター分の追加計上でございます。

次に、17ページ、6款2項2目林業振興費は350万円の追加、8月の長雨被害に係る土師字種因寺地区及び土居字古野地区の林地山腹治山工事の追加計上でございます。

次に、18ページ、7款1項2目商工振興費は702万2,000円の追加、町コロナ対策事

業であります中小企業経営革新実行支援補助金、中小企業一時支援金及びその事務費を追加計上しております。中小企業経営革新実行支援補助金につきましては、令和2年度または令和3年度に福岡県の経営革新実行支援補助金の給付決定を受けられました町内事業者に対し、10万円を上限としまして自己負担額の4分の3を補助するもの、また中小企業一時支援金につきましては、国または福岡県の月次支援金の給付決定を受けられました町内事業者に対し、1事業所当たり10万円を給付するものでございます。

次に、19ページ、10款1項2目事務局費は446万4,000円の追加、国庫補助を受けて実施します小中学校における児童生徒1人1台タブレット端末に係る家庭学習のためのモバイルWi-Fiルーター購入費340万3,000円及びその通信費106万1,000円を追加計上しております。

次に、20ページ、5項1目桂川幼稚園費は38万5,000円の追加、町コロナ対策事業であります桂川幼稚園のトイレ手洗い器用水洗更新工事の追加計上。

次の21ページ、7項5目住民センター費84万7,000円の追加は、同じく住民センター分。6目王塚装飾古墳館費53万9,000円の追加は王塚装飾古墳館分。8項2目体育施設費23万1,000円の追加は武道場分。3目総合体育館費107万8,000円の追加は総合体育館分の追加計上でございます。

次に、23ページ、11款2項1目農業災害復旧費は1,660万円の追加、8月の長雨被害に係る農地農業用施設の災害復旧事業費の追加計上。

24ページ、3項1目道路橋梁災害復旧費120万円の追加は、同じく道路等の災害復旧事業費の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） まとめてでいいですか。

○議長（原中 政廣君） はい、よろしいです。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子でございます。

ただいま説明は受けましたけれど、聞き逃したところもありますし、よく分からないところもありますので、再度、質問をさせていただきます。

14ページ、いいですかね、3款1項1目19節扶助費について質問いたします。生活困窮者支援給付金とはどのような性格のものですか。ゆっくりと分かるように説明を求めます。

続いて、18ページ、7款1項2目18節中小企業一時支援金とは、やはり同じようにどんな

性格のものなのか、もう少しゆっくと説明をお願いします。

同じく18ページ、7款1項2目18節中小企業経営革新実行支援補助金とはどのようなものなのか。

それとあと1件ですね、19ページ、10款1項2目11節役務費のところ、何かいろいろ書いてありました。これ、項目、言っていていいですかね、言っていていいですか。

○議長（原中 政廣君） はい。

○議員（6番 吉川紀代子君） 言っていていいですか。このモバイル通信費ということであるんですけど、これは5と書いてありますけど、これはよく分からないので、このことの説明。

それから次にモバイルルーター274台というふうに数字が上がっております。この台数の算出基準はどのようになされたのか。

次に、このモバイルルーターというのは学校の備品なのか、それとももう生徒に直接渡すものなのか、そこををお願いします。

それから、国の補助金、これはどういうふうになっておりますでしょうか。

それから、もし、この、何て言いますか、このルーターを貸し出すとなると、その基準はどういうふうにして出されるのか、以上、質問いたしました。

○議長（原中 政廣君） それでは、順次、担当課長から説明を受けたいと思います。川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 吉川議員の、生活困窮者支援給付金、こちらにつきまして……。

○議員（6番 吉川紀代子君） すいません、もう少し大きい声でお願いします。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 生活困窮者支援給付金ですね。こちらにつきまして、私のほうから御説明をさせていただきます。

事業内容としては、社会福祉協議会が行っております緊急小口の特例貸付制度、または総合支援貸付制度、特例貸付制度ですね、コロナで収入が減収した方、そちらに対して貸付けを行っております、そちらの決定を受けた世帯の方に対しまして、本町としても生活を支援するために1世帯当たり5万円、世帯主を除く世帯1名につき1万円、その合計額を給付するという事業というところでございます。内容については以上でございます。

○議長（原中 政廣君） それでは、小金丸課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 御質問にお答えいたします。

まず、一時支援金ですね、18ページ、お開きください。18ページの18節ですね、一時支援金についてですが、これは、国・県が月次支援金という事業をしております。その上乘せという形で国または県の月次支援金の交付決定を受けた事業者に対して、桂川町は1事業所当たり一律10万円、1回限り支給するものでございます。

続いて、中小企業経営革新実行支援金とはということですが、これにつきましては、これも県

が経営環境の変化に対応するために、経営革新に取り組む事業者に対して、県はそれにかかった費用の4分の3を補助する制度がございます。桂川町はそれの上乗せという形で、県で自己負担になった分につきまして、町は4分の3の補助を行いますという内容でございます。金額につきましては自己負担分の4分の3で上限は10万円で、これも1回限りという事業内容でございます。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） 続いて、平井課長のほうからですかね。

○学校教育課長（平井登志子君） 御質問にお答えいたします。（「大きい声でお願いします」と呼ぶ者あり）通信料につきましては、モバイルルーターの通信料といたしまして、持ち運んで家庭や外出先でもインターネットが使えるサービスを行うための料金として計上しております。

2点目の274台の算定根拠につきましては、国の補助におきまして、その申請理由が御家庭、Wi-Fi環境が整備することができない低所得者の御家庭ということになっておりますので、就学援助を受けている御家庭の人数を参考に計上しております。

3点目でございます。こちらにつきましては、教育委員会の備品となりますので、児童生徒へ配付するものではありません。貸出し用として購入しております。

次に、5点目でございますが、この補助金につきましては、公立学校情報機器整備事業費国庫補助金を活用するものです。モバイルルーター1台につき1万円が補助の対象となっております。

以上でございます。

○議長（原中 政廣君） ほかに。（「すみません」と呼ぶ者あり）吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 最初のところが、私、ちょっと聞こえなかったんですけど、これ、何か月ですか。

○議長（原中 政廣君） 平井課長。

○学校教育課長（平井登志子君） こちらの通信料につきましては、5カ月分で計上しております。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 討論なしと認めます。

これより承認第12号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 異議なしと認めます。したがって、承認第12号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第2号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

日程第8. 承認第13号

○議長（原中 政廣君） 承認第13号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書5ページ、承認第13号令和3年度桂川町一般会計補正予算（専決第3号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年11月29日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル、②令和3年度一般会計11月専決予算書（第3号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億165万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億5,346万7,000円と定めたものでございます。

7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

15款2項2目民生費国庫補助金1億165万8,000円の追加は、18歳以下の子供1人当たり現金5万円を支給する国の令和3年度子育て世帯への臨時特別給付先行給付金に係る事業費国庫補助金1億円及び事務費国庫補助金165万8,000円の追加計上でございます。

8ページをお開きください。歳出でございます。

3款2項8目子育て世帯への臨時特別給付金給付費1億165万8,000円の追加は、子育て世帯への臨時特別給付先行給付金に係る3節超過勤務手当から12節システム作成委託料までの事務費合計165万8,000円と、先行給付金1億円の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） 質疑なしと認めます。

承認第13号の採決は、最終日の16日に行います。

日程第9. 議案第35号

○議長（原中 政廣君） 議案第35号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案第35号桂川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。議案書の6ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、健康保険法施行令及び関係法令等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の7ページをお願いいたします。

桂川町国民健康保険条例の改正内容について、御説明申し上げます。条例第5条第1項中、40万4,000円を40万8,000円に、1万6,000円を1万2,000円に改めるものでございます。附則でございますが、この条例は令和4年1月1日から施行し、施行日前に出産した被保険者の出産育児一時金の額につきましては、従前の例によるものでございます。

なお、詳細につきましては8ページの新旧対照表を御参照ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 質疑というよりも、私の承知、私の理解度はこういうことではないですね、今の説明で、総額が上がってませんでしたけれども、この条例を変えるということは、出産育児支援金の加算金が1万6,000円から1万2,000円に下がったけれど、その差額4,000円を本人支給分の40万4,000円にプラスして48万円、総額としては42万円に変わりないと、そういうことですね。ここでは40万4,000円が40万8,000円になるということだけしか書いてないのでよく分からないんですけど、総額としては本人のほうに4,000円が加算されるので総額として変わりませんという説明ですね。

○議長（原中 政廣君） 永松課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 御質問にお答えいたします。議員のおっしゃるとおり総額としては42万円を維持するものでございます。

以上です。

○議長（原中 政廣君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第10. 議案第36号

○議長（原中 政廣君） 議案第36号令和3年度桂川町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書9ページ、議案第36号令和3年度桂川町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

本議案は、令和3年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第218条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダー内のファイル、令和3年度一般会計12月補正予算書（第4号）で御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,638万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63億1,985万4,000円に定めようとするものでございます。

次に、6ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。変更としまして、緊急自然災害防止対策事業債の起債限度額を1,360万円から1,380万円に増額するものでございます。

次に、10ページをお開きください。ここから歳入予算について御説明いたします。

11款1項1目地方交付税4,418万3,000円の追加は、普通交付税での財源調整によるものでございます。

次に、11ページ、15款2項1目総務費国庫補助金403万8,000円の追加は、マイナンバーカード交付事務費国庫補助金の追加計上、2目民生費国庫補助金、187万8,000円の追加は、聴覚障害者意思疎通支援体制強化事業費国庫補助金や児童手当システム改修に係る子ども・子育て支援事業費国庫補助金、子育て支援センターひまわりのたね及び学童保育所における新型コロナウイルス感染症対策に係る地域子育て支援拠点事業費国庫補助金及び放課後児童健全育成事業費国庫補助金の追加計上。

3目衛生費国庫補助金1,119万9,000円の追加は、自治体健診のデータ標準化に係る感

感染症予防事業費等国庫補助金と、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の追加計上でございます。

次の、12ページ、3項2目民生費国庫委託金13万2,000円の追加は、国民健康保険年金システム改修に係る国民健康保険事務費国庫交付金の追加計上でございます。

次に、13ページ、16款2項2目民生費県補助金388万6,000円の追加は、子育て支援センターひまわりのたね及び学童保育所における新型コロナウイルス感染症対策に係る地域子育て支援拠点事業費県補助金及び放課後児童健全育成事業費県補助金や、幼児教育保育無償化の実施円滑化に係る子ども・子育て支援事業費県補助金、処遇改善等による保育所確保に係る待機児童対策総合推進事業費県補助金の追加計上。

5目農林水産業費県補助金25万円の追加は、土師字種因寺地区の林地災害治山事業費県補助金の追加計上でございます。

次に、14ページ、19款1項5目桂ヶ丘污水处理施設管理基金繰入金62万1,000円の追加は、同施設の修繕費繰入れによるもの、15ページ、22款1項3目農林水産業債20万円の追加は、緊急自然災害防止対策事業債の決定見込みによるものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

なお、今回の歳出予算の補正に当たりましては、職員人件費につきまして本年9月の人事異動や育児休暇の開始、共済負担金の負担率改定等に伴う関係費目の整理を行っております。

では、16ページをお開きください。

2款総務費1項1目一般管理費76万1,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの。9目電算管理費38万2,000円の追加は、標準レイアウトの改版に伴う社会保障税番号制度システム整備委託料と脆弱性診断に伴うプログラム改修に係るホームページ保守委託料の追加計上でございます。

次の、17ページ、2項1目税務総務費19万6,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの。

次の、18ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費265万6,000円の追加は、職員人件費の整理とマイナンバーカード交付円滑計画に伴う消耗品費、マイナンバーカード管理システム導入及び移行対応委託料並びに統合端末増設及び機器保守委託料、備品購入費の追加計上でございます。

次の、20ページ、6項1目監査委員費2万6,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次に、21ページ、3款民生費1項1目社会福祉総務費2万6,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの、2目障害者福祉費1,321万4,000円の追加は、遠隔手話サービス等

を利用した聴覚障害者意思疎通支援体制強化事業に係る役務費及び備品購入費と前年度障害者自立給付費国庫及び県負担金と返還金の追加計上、9目介護予防事業費9万円の減。10目地域包括支援センター事業費8万4,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

次の22ページ、2項1目児童福祉総務費39万3,000円の追加は、前年度、子供のための教育保育給付費国庫及び県負担金返還金の追加計上、2目児童措置費79万2,000円の追加は、児童手当法の改正に伴う児童手当システム改修委託料の追加計上、3目児童福祉施設費119万8,000円の追加は、学童保育所における新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費及び備品購入費と前年度、放課後児童クラブ利用料減免事業県補助金返還金の追加計上。4目子育て支援費774万1,000円の追加は、次の23ページにかけまして、職員人件費の整理と子育て支援センターひまわりのたねにおける新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品費及び備品購入費並びに前年度子ども・子育て支援交付金国庫及び県費返還金の追加計上。5目土師保育所費65万6,000円の減、6目吉隈保育士費278万円の減は、職員人件費の整理によるもの。

次の25ページ、3項1目国民年金費13万2,000円の追加は、国民年金適用関係届け書変更に伴う国民年金システム改修委託料の追加計上でございます。

次に、26ページ、4款衛生費1項1目保険衛生総務費2万5,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの、2目予防費944万6,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチンの3回目接種の体制確保事業に係る各委託料の追加計上。3目環境衛生費62万1,000円の追加は、桂ヶ丘污水处理施設修繕料の追加計上。4目健康づくり推進費596万6,000円の追加は、自治体健診のデータ標準化に伴う健康管理システム改修に係る健診結果標準様式改修委託料及び健診データ副本登録委託料や前年度乳児家庭全戸訪問等事業費国庫補助金返還金のほか、次の27ページにかけまして、各種国庫県補助金返還金の追加計上でございます。

次の28ページ、2項1目清掃総務費76万円の追加は、資源ごみ収集運搬委託料の追加計上でございます。

次に、29ページ、6款農林水産業費1項2目農業総務費12万4,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの、6目農地費97万7,000円の追加は、職員人件費の整理と千代ヶ浦溜池針ブロック修繕測量調査決定委託料また中屋農業用水路浚渫工事の追加計上。

次の30ページ、2項2目林業振興費50万円の追加は、土師字種因寺地区の林地山腹治山工事の追加計上でございます。

次に、31ページ、7款商工費1項1目商工総務費2万7,000円の減は、職員人件費の整理によるものでございます。

次に、32ページ、8款土木費2項1目道路橋梁総務費1万4,000円の減は、職員人件費

の整理によるもの、3目道路橋梁新設改良費450万円の追加は、町道土居笹尾線及び町道新町狩野線の道路改良に係る測量調査等委託料及び土地購入費の減額計上並びに工事請負費の追加計上でございます。

次の33ページ、3項1目都市計画総務費2万7,000円の減、次の34ページ、4項1目住宅管理費24万8,000円の追加、2目住宅建設費4万2,000円の減は職員人件費の整理によるものでございます。

次に、33ページ、9款消防費1項1目非常備消防費1,321万6,000円の追加は、飯塚地区消防組合負担金の決定によるものでございます。

次に、36ページ、10款教育費1項2目事務局費4万円の追加、次の37ページ、5項1目桂川幼稚園費4万1,000円の追加は、職員人件費の整理によるもの。

次の38ページ、6項1目共同調理場費589万2,000円の追加は、職員人件費の整理のほか原油価格高騰の影響による燃料費や施設設備の老朽化等に伴う修繕料、調理員の増に伴うノロウィルス検査等手数料の追加計上でございます。

次の39ページ、7項1目社会教育総務費4万円の追加、6目王塚装飾古墳館費2万6,000円の追加は、職員人件費の整理によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 32ページです。これよりも集計表のほうが分かりやすいかなと思いますので、そちらで質問します。集計表8款土木費のソになります。ここで、測量調査委託料が100万円減、土地購入費が300万円減となっているんですが、当初予算とこれが減になった理由をお願いします。

もう1つ、一方で新設改良工事ということで850万増のようなんですが、当初予算と増になった理由を教えてください。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 今、土地購入費と測量委託費の当初予算でございますけれども、当初予算につきましては、これ、この項目の中に2か所、土居笹尾線という藤川重機さんの前の道路と新町狩野線という今、土師に新しくできたファミリーマートさんから二反田団地に抜ける道路、この2か所をこの今、予算の計上をしてるところでございます。その新町狩野線というそちらのファミリーマートから二反田に抜けるほうの当初予算でございますけれども、測量委託費が当初1,300万の予算が組んでありました。これが100万円の減という形で、これはもう測量の執行が終わっておりまして、これ以上出ないというところで100万を減としております。

用地費でございますけれども、これが当初960万で組んでおりました。これを200万減ということで、これ、ちょっと今、用地単価等、測量と面積等が決定して200万の減の見込みということで減額計上しております。

一方、藤川重機前の道路につきましては、当初、測量委託が700万ということで、これは変わっておりません。用地費につきましては300万ということで計上しておりましたけれども、面積等の減により100万円の減額をしているところでございます。

今回、この測量委託費と用地買収費の減に伴いまして、国のほうで交付決定を受けた1,887万5,000円の交付決定額、これの執行がちょっと足りないという状況になりまして、これを執行するために来年度工事予定しておりましたけれども、今年度工事可能な区間でございます土居笹尾線につきましては60メートル区間、そして新町狩野線につきましてはファミリーマートさんの前の区間約70メートル、ここを事前に工事をするというので、この交付決定を受けた決定額の執行を行いたいというふうに、いうことで、その執行額として土居笹尾線については350万円、そして新町狩野線につきましては50万円の経常をしたということでございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 課長、今、新町狩野線、50万とおっしゃいましたよね。これ、500万で書いてある、これとはまた違うんですか。違うんですか。

○議長（原中 政廣君） 原中課長。

○建設事業課長（原中 康君） 新町狩野線につきましては、工事費500万を計上して、藤川重機さんの前の土居笹尾線につきましては350万、計合わせて850万円を計上させていただいております。

○議長（原中 政廣君） よろしいですね。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

日程第11. 議案第37号

○議長（原中 政廣君） 議案第37号令和3年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。山本水道課長。

○水道課長（山本 博君） 議案第37号につきまして、御説明申し上げます。議案書10ページをお開きください。

本議案は、令和3年度桂川町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度桂川町水道事業会計予算を別紙のとおり補正したいので、本議会の決定に附するものでございます。

内容につきましては、別紙の桂川町水道事業会計補正予算書にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。第2条では、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、支出におきまして、水道事業費用を29万7,000円減額し、補正後の額を2億2,119万7,000円に、第3条では当初予算の4条で定めました資本的収入及び支出の支出において171万4,000円を増額し、補正後の額を3,365万7,000円に定めようとするものです。

収入が支出に対して不足する額3,365万7,000円を過年度分損益勘定留保資金3,222万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額143万4,000円で補填するに改めるものでございます。

内容につきましては、4ページからの補正予算説明書で御説明させていただきます。4ページをお開きください。

1款1項1目原水及び浄水費の2万8,000円の減額は、共済費共済組合費の率の見直しによるもの、2目配水及び給水費の47万8,000円の減額並びに4目総係費の20万9,000円増額は、人事異動等に伴う人件費の整理によるものです。

5ページをお開きください。1款1項4目固定資産購入費の171万4,000円増額は、取水ポンプ等の取り換えによるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上は議決賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

○議長（原中 政廣君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） ただいまの説明の中で、最後に、取水ポンプを買ったというふうに聞きましたけれど、このポンプ代というのは消費税を含んだ金額なんですか。

○議長（原中 政廣君） 山本課長。

○水道課長（山本 博君） 消費税を含んだものでございます。

○議長（原中 政廣君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（原中 政廣君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

○議長（原中 政廣君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで解散とします。お疲れさまでした。

午前11時58分散会
